

令和4年度

水 質 検 査 計 画

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道水源等の状況
4. 水質検査項目と検査頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 関係機関との連携
9. 放射性物測定の方針

富士河口湖町水道課

令和4年度富士河口湖町水道事業水質検査計画

1. 基本方針

(1) 検査地点

採水地点は、水道水質基準が適用されている給水栓（蛇口）に加えて、配水池の原水とします。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、水質管理上必要と判断した項目とします。

(3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和3年度の本町の給水状況は次のとおりです。

（給水量については令和2年度の値）

1) 上水道事業

区 分	内 容
事業の名称	富士河口湖町上水道事業
給水区域	富士河口湖町船津（浅川地区の一部を含む） 小立、勝山地区
給水人口	20,052人
年間給水量	5,049,228 ^{m³}
1日平均給水量	13,834 ^{m³}
1日最大給水量	26,500 ^{m³}

2) 簡易水道事業

区 分	内 容
事業の名称	富士河口湖町河口湖簡易水道事業
給水区域	富士河口湖町大石・河口・浅川地区
給水人口	4,092人
年間給水量	887,526 ^{m³}
1日平均給水量	2,432 ^{m³}
1日最大給水量	2,916 ^{m³}

区 分	内 容
事業の名称	富士河口湖町足和田簡易水道事業
給水区域	富士河口湖町長浜、西湖、西湖南、西湖西、大嵐地区
給水人口	1, 3 7 7 人
年間給水量	3 6 4, 6 8 6 m ³
1 日平均給水量	9 9 9 m ³
1 日最大給水量	1, 5 1 4 m ³

区 分	内 容
事業の名称	富士河口湖町上九一色簡易水道事業
給水区域	富士河口湖町精進、本栖、富士ヶ嶺地区
給水人口	8 3 5 人
年間給水量	3 8 4, 1 6 7 m ³
1 日平均給水量	1, 0 5 3 m ³
1 日最大給水量	1, 2 1 6 m ³

※平成 2 7 年度より大石、河口、浅川地区は河口湖簡易水道に統合に統合されました。

3. 水道水源等の状況

(1) 水源及びその周辺の状況

本町の水道は地下水（井戸）、湧水、伏流水、表流水を水源としています。水源の周辺には汚染源となる施設等がないことから、水質・水量ともおおむね良好で安定しています。

(2) 原水及び浄水の水質状況

過去の水質検査で水道水質基準を超過したことはありません。
水質基準に適合しています。

(3) 水質管理上の留意点

本町の水道水源は、恵まれた好ましい環境にありますが、いったん汚染されると、浄化されるまでに非常に長い年月を要し、代替えの水源の確保などが必要となります。
現在のところ、水源周辺の汚染は判明していませんが、町・県が実施する水質調査の結果などから、周辺の汚染状況を把握し、水源の監視強化を図っていきます。

4. 水質検査項目と検査頻度

水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目（色・濁り・残留塩素）、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目を大久根水源にて検査を行います。但し、過去の検査結果が各項目の水質基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ原水や水源及びその周辺の状況、水道施設の資機材の使用状況等を踏まえて検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合には、要件を満たした項目については検査を省略することができます。

(1) 水道法で義務づけられている検査

、(毎日検査項目)

色・濁り・消毒の残留効果の3項目で、水道施設ごとに決められた給水栓において1日1回、検査を行います。

(水質基準項目)

水道施設ごとに決められた給水栓において、項目ごとに定めた回数(毎月～3年に1回)の検査を行います。

(別紙令和4年度水質検査計画表参照)

(2) 水質管理上の必要性から行う検査

(水質基準項目)

各水道施設の原水において、消毒副生成物(塩素消毒により非意図的に発生するおそれのある11項目)を含め水質基準項目について、年1回検査を行います。

(別紙水質検査項目表参照)

(水質管理目標設定項目)

大久根水源(原水 但し、消毒副生成物については、大久根配水池から配水される給水栓)において、水質管理目標設定項目のうち、水質管理上必要な項目を、下記のとおり年1回検査します。

尚、大久根水源は「山梨県水道水質管理計画」の水質監視地点として位置付けられており、山梨県の代表的水源として、広域的な水道水質監視の役割も担っています。

水質管理目標設定項目(年1回実施する)

原水の検査項目(大久根水源)

1. アンチモン及びその化合物
2. ウラン及びその化合物
3. ニッケル及びその化合物
4. 1,2-ジクロロエタン
5. トルエン
6. フタル酸ジ-2 エチルヘキシル
7. 遊離炭酸
8. 1,1,1-トリクロロエタン
9. メチル-tertブチルエーテル
10. 過マンガン酸カリウム消費量
11. 臭気強度
12. 腐食性
13. 1,1-ジクロロエチレン
14. PFO及びPFOA

浄水の検査項目(大久根配水系)

1. 亜塩素酸
2. ジクロロアセトニトリル
3. 抱水クロラル
4. 従属栄養細菌
5. アルミニウム及びその化合物

(クリプトスポリジウム指標菌定量検査)

水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき年1回、全ての原水を対象に行う。

検査項目:クリプトスポリジウム指標菌検査定量(大腸菌・嫌気性芽胞菌)

5. 臨時の水質検査

水源の水質が著しく悪化したとき、水源に異常があったとき、水源付近・給水区域付近及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき、浄水過程に異常があったとき、配水管等の大規模な工事その他水道施設が汚染されたおそれがあるとき等は臨時の水質検査を行います。検査項目については、水質基準項目のうち必要な項目を行います。

6. 水質検査の方法

毎日行う検査については、水道管理者である町又は、町から委託を受けた水道施設管理者が行います。

それ以外の検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果を、役場水道課窓口及びホームページにてご覧いただけます。

8. 関係機関との連携

水質汚濁事故、水系感染症の発症などがあったときは、関係機関との連携を図り、迅速な対応策を行います。

9. 放射性物質濃度測定の方針

町では原水採水の際に、放射性物質3項目検査（放射性ヨウ素131・放射性セシウム134・放射性セシウム137）を、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる放射能測定法にて実施いたします。（「水道水等の放射能測定マニュアル」平成23年10月厚生労働省健康局水道課）

又、山梨県において放射性物質検査を町内3箇所実施する予定です。

10. 水質検査日程

令和3年度富士河口湖町飲料水検査日程表のとおり行います。

但し、飲料水検査予定の日程が変更になることもあります

令和4年度 富士河口湖町飲料水検査日程表(上水道)

原水検査		浄水検査														
上水道	水源名	原水 (年1回)	配水系 (12箇所)	21項目+追加項目 (年3回) (▲印)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	(20水源)	検査月日			20日	25日	15日	20日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	15日	15日
船津水道	谷倉水源	6月20日 ■、△、□	丸山	フッ素、蒸発			■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	堀休場水源	6月20日 ■、△、□			○	○										
	丸山水源	6月20日 ■、△、□														
	善郷塚水源	6月20日 ■、△、□	善郷塚	フッ素、蒸発	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	総合公園水源	6月20日 ■、△、□														
	絵坪水源	6月20日 ■、△、□	絵坪	フッ素、蒸発	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	東見返し水源	6月20日 ■、△、□	東見返し	フッ素	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	胎内第1水源	6月20日 ■、△、□	胎内	—	○	○	■	○	○	■	○	○	■	○	○	■
	胎内第2水源	6月20日 ■、△、□														
	松場水源	6月20日 ■、△、□	松場	フッ素、蒸発	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
小立水道	東京良原第1水源	6月21日 ■、△、□	東京良原	フッ素、蒸発	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	くぬぎ平水源	6月21日 ■、△、□	くぬぎ	フッ素	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	大久根水源	6月21日 ★、■、△、□	大久根	フッ素、蒸発	○	○	■	○	○☆	▲	○	○	▲	○	○	▲
	皮籠石水源	6月21日 ■、△、□														
	三階第1水源	6月21日 ■、△、□	三階	—	○	○	■	○	○	■	○	○	■	○	○	■
	三階第2水源	6月21日 ■、△、□														
勝山水道	小浅間水源	6月21日 ■、△、□	小浅間	フッ素、蒸発												
	大砂水源	6月21日 ■、△、□			○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	東下大砂水源	6月21日 ■、△、□														
	西蛇石水源	6月21日 ■、△、□	西蛇石	フッ素、蒸発	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲

「浄水」 ○印:9項目 ▲印:21項目+追加項目/年3回 ◎印:カビ臭2項目 ☆印:水質管理目標設定5項目 ●印:追加項目/年1回 ■印:51項目(全項目)

「原水」 ★印:水質管理目標設定13項目 ■印:51項目(全項目) △印:クリプトスポリジウム指標菌2項目 □印:放射能3項目

※胎内第2水源、三階第2水源は令和3年度より給水開始のため(R3.4月～R6.3月)3年間は51項目を3ヶ月に1回実施する。

令和4年度 富士河口湖町飲料水検査日程表(簡易水道、

原水検査			浄水検査													
簡易水道名	水源名	原水 (年1回)	配水系 (6箇所)	21項目+追加項目 (年3回) (▲印)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	(13水源)	検査月日			21日	26日	16日	21日	18日	15日	20日	24日	15日	19日	16日	16日
大石簡易水道	後藤水源	6月27日 ■、△、□	中沢	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	西沢水源	6月27日 ■、△、□														
	若彦水源	6月27日 ■、△、□	若彦	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
河口簡易水道	御坂第1水源	6月27日 ■、△、□	御坂	ヒ素、硬度、蒸発												
	御坂第2水源	6月27日 ■、△、□			○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	御坂第3水源	6月27日 ■、△、□														
	御坂第4水源	6月27日 ■、△、□														
	入山水源	6月27日 ■、△、□	入山	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	小島水源	6月27日 ■、△、□	小島	—	○	○	■	○	○	■	○	○	■	○	○	■
	水口水源	6月27日 ■、△、□														
浅川簡易水道	御堂第1水源	6月27日 ■、△、□	浅川	硬度、蒸発												
	御堂第2水源	6月27日 ■、△、□			○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	尾粗場水源	6月27日 ■、△、□														

「浄水」 ○印:9項目 ▲印:21項目+追加項目/年3回 ◎印:カビ臭2項目 ☆印:水質管理目標設定5項目 ●印:追加項目/年1回 ■印:51項目(全項目)

「原水」 ★印:水質管理目標設定13項目 ■印:51項目(全項目) △印:クリプトスポリジウム指標菌2項目 □印:放射能3項目

※小島水源・水口水源は令和4年度より給水開始のため(R4.4月～R7.3月)の3年間は51項目を3ヶ月に1回実施する。

令和4年度 富士河口湖町飲料水検査日程表(簡易水道)

原水検査		浄水検査														
簡易水道名	水源名	原水 (年1回)	配水系	21項目+追加項目 (年3回)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	(14水源)	検査月日	(11箇所)	(▲印)	21日	26日	16日	21日	18日	15日	20日	24日	15日	19日	16日	16日
足和田簡易水道	大沢水源	6月28日 ■、△、□	大沢	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	中川原水源	6月28日 ■、△、□	新三沢	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	本沢水源	6月28日 ■、△、□	本沢	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	新本沢第1水源	6月28日 ■、△、□	根場	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	新本沢第2水源	6月28日 ■、△、□														
	大輪第1水源	6月28日 ■、△、□	西湖	亜鉛	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	大輪第2水源	6月28日 ■、△、□														
	富士見水源	6月28日 ■、△、□	大嵐	フッ素、蒸発	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
上九一色簡易水道	精進居村水源	7月25日 ■、△、□	精進居村	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	精進青木ヶ原水源	7月25日 ■、△、□	精進青木ヶ原	鉄	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	本栖水源	7月25日 ■、△、□	本栖	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	富士ヶ嶺第2水源	7月25日 ■、△、□	富士ヶ嶺第2	蒸発	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
	富士ヶ嶺第4水源	7月25日 ■、△、□														
	富士ヶ嶺第3水源	7月25日 ■、△、□	富士ヶ嶺第3	—	○	○	■	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲

「浄水」 ○印:9項目 ▲印:21項目+追加項目/年3回 ◎印:カビ臭2項目 ☆印:水質管理目標設定5項目 ●印:追加項目/年1回 ■印:51項目(全項目)

「原水」 ★印:水質管理目標設定13項目 ■印:51項目(全項目) △印:クリプトスポリジウム指標菌2項目 □印:放射能3項目

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

◎ :毎月 ○ :3か月に1回以上(省略不可能) △ :3か月に1回以上 ● :1年に1回以上 ▲ :3年に1回以上 ■ :通知

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスporジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(1-134.Cs-134.Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

◎ : 毎月 ○ : 3か月に1回以上(省略不可能) △ : 3か月に1回以上 ● : 1年に1回以上 ▲ : 3年に1回以上 ■ : 通知

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

No.		検査回数
1	毎 月	一ヶ月に一回
2	イ 省略不可項目	三ヶ月に一回
3	ロ	時期的に一ヶ月に一回
4	ハ 但し書き 1／5以上	三ヶ月に一回
5	ハ 但し書き 1／10以上	一年に一回
6	ハ 但し書き 1／10未満	三年に一回
7		省略可能
8	新規水道	三ヶ月に一回

市町村名	富士河口湖町	水道事業名	富士河口湖町上水道	配水系統	大久根配水系 【大久根水源、皮籠石水源、新大堀水源】
検査実施機関	自己 ・ 一部委託 ・ 委託 (委託検査機関:(株)環境計量センター)				

新規項目	基準 NO	項目	基準値 (mg/l)	過去の最大値		過去3年の最大値		適用 条 項	検査実績 【平成 31 年度】													検査計画 【令和 2 年度】													検査計画 【令和 3 年度】													検査計画 【令和 4 年度】													備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					対基準値		対基準値		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	一般細菌	集落数100以下					1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

令和4年度検査計画

[illegible]

◎ :毎月 ○ :3か月に1回以上(省略不可能) △ :3か月に1回以上 ● :1年に1回以上 ▲ :3年に1回以上 ■ :通知

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスפורジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

◎ :毎月 ○ :3か月に1回以上(省略不可能) △ :3か月に1回以上 ● :1年に1回以上 ▲ :3年に1回以上 ■ :通知

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(1-134.Cs-134.Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

◎ :毎月 ○ :3か月に1回以上(省略不可能) △ :3か月に1回以上 ● :1年に1回以上 ▲ :3年に1回以上 ■ :通知

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスporジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(1-134.Cs-134.Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

◎ :毎月 ○ :3か月に1回以上(省略不可能) △ :3か月に1回以上 ● :1年に1回以上 ▲ :3年に1回以上 ■ :通知

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

◎ :毎月 ○ :3か月に1回以上(省略不可能) △ :3か月に1回以上 ● :1年に1回以上 ▲ :3年に1回以上 ■ :通知

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水（基準全51項目）	1 回／年 （ 7 月）	
水質管理目標設定項目等	0 回／年 （ 月）	0 回／年 （ 月）
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回／年 （ 7 月）	
放射能3項目（I-134、Cs-134、Cs-137）	1 回／年 （ 7 月）	

令和4年度検査計画

[illegible]

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスポリジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目 (I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	

令和4年度検査計画

市町村名	富士河口湖町	水道事業名	富士河口湖町富士ヶ嶺簡易水道	配水系統	富士ヶ嶺配水系 【第3水源】
検査実施機関	自己 ・ 一部委託 ・ 委託 (委託検査機関:(株)環境計量センター)				

平成15年度の有機物（TOC）は有機物等過マンガン酸カリウム消費量で、検査しております。

◎ :毎月 ○ :3か月に1回以上(省略不可能) △ :3か月に1回以上 ● :1年に1回以上 ▲ :3年に1回以上 ■ :通知

※：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は3年に1回を省略できない。

No.		検査回数
1	毎 月	一ヶ月に一回
2	イ 省略不可項目	三ヶ月に一回
3	ロ	時期的に一ヶ月に一回
4	ハ 但し書き 1／5以上	三ヶ月に一回
5	ハ 但し書き 1／10以上	一年に一回
6	ハ 但し書き 1／10未満	三年に一回
7		省略可能
8	新規水道	三ヶ月に一回

項 目 等	原水	浄水
原水(基準全51項目)	1 回/年 (7 月)	
水質管理目標設定項目等	0 回/年 (月)	0 回/年 (月)
クリプトスporジウム指標菌2項目定量検査	1 回/年 (7 月)	
放射能3項目(I-134,Cs-134,Cs-137)	1 回/年 (7 月)	